

中学校 支援金について

福山市就学援助（福山市に住所を有する、もしくは居住している世帯対象）

経済的な理由により就学困難と認められる生徒に、就学に必要な費用の援助が行われます。

1) 要件

以下のいずれかに該当する場合

- ①生活保護法にもとづく保護の停止又は廃止をされた
- ②児童扶養手当法に基づく児童扶養手当の支給を受けた
- ③市町村民税、個人の事業税又は固定資産税、国民年金保険料、国民健康保険税、生活福祉資金の貸付の徴収猶予・減免等を受けた
- ④世帯の所得が教育委員会が定める基準額以下である
- ⑤その他(災害等)の理由により経済的に困っている

2) 支給内容

項目	支給金額(年額)	支給内容	支給時期
入学準備費	1年生 60,000円	新入生・4月認定者のみ	7月
学用品費	1年生 34,730円	学用品費・通学用品費	3期分割支給
	2・3年生 37,000円	オンライン学習通信費	7・10・2月
校外活動費	宿泊なし 2,310円	校外活動・学校行事 (クラブ活動は含まない)	実施後
	宿泊あり 6,210円		
修学旅行費	2年生 75,000円	研修旅行	実施後
医療費	実費	学校健康診断・相談等で発見された疾病・治療費 (う歯・結膜炎・中耳炎等特定の疾患)	治療後

※支給金額はR4年度の内容です。

福山市以外に住所を有する方は、各市区町村へお問い合わせください。

